

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、資金繰り支援を行っています。令和3年4月から以下のとおり新たな全国統一保証制度および兵庫県中小企業融資制度の取り扱いを開始しました。

1.国の保証制度

令和3年4月から「伴走支援型特別保証制度」、「経営改善サポート保証（感染症対応型）」の取り扱いを開始しました。両制度は所定の要件を満たした場合、国による保証料補助が行われます。

伴走支援型特別保証制度

対象者	(1)～(3)のいずれかの認定を受け、経営行動計画を策定した方 (1)セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） (2)セーフティネット保証5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る） (3)危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）		
保証限度額	4,000万円	保証期間	10年以内（据置期間5年以内）
保証人	法人代表者を除き不要*	担保	必要に応じて徴求
貸付利率	金融機関所定利率		
保証料	年0.20%相当額（国による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています）		
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です

経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型））

対象者	中小企業再生支援協議会等の支援や経営サポート会議における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方（特定非営利活動法人（NPO法人）は除く）		
保証限度額	2億8,000万円	保証期間	15年以内（据置期間5年以内）
保証人	法人代表者を除き不要*	担保	必要に応じて徴求
貸付利率	金融機関所定利率		
保証料	年0.20%相当額（国による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています）		
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です

2.兵庫県中小企業融資制度

令和3年4月から「伴走型経営支援特別貸付」の取り扱いを開始しました。同制度は経営行動計画作成等の要件を満たした場合、国または兵庫県による保証料補助が行われます。

兵庫県中小企業融資制度「伴走型経営支援特別貸付」

対象者	(1)～(3)のいずれかの認定を受け、経営行動計画を策定した方 (1)セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る） (2)セーフティネット保証5号（売上高等減少率が15%以上のものに限る） (3)危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）		
融資限度額	①4,000万円 ^{※1} ②2,000万円 ^{※1}	保証期間	10年以内（据置期間5年以内） ^{※2}
保証人	法人代表者を除き不要 ^{※3}	担保	原則として不要
貸付利率	年0.90%		
保証料	年0.20%相当額（①は国による保証料補助、②は兵庫県による保証料補助が行われ、当初保証料負担が軽減されています）		
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで		

※1 ②は、①の4,000万円を本制度で全額利用していることが前提となります（2口となりますが、合計6,000万円まで申し込み可能）

※2 危機関連保証で利用する場合、②の据置期間は2年以内となります

※3 経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要です